

平成 2 5 年

小 牧 市 議 会

第 4 回 定 例 会 提 出 予 定 議 案 の 概 要

提 出 予 定 議 案

条 例 案	7 件
一 般 議 案	2 4 件
補 正 予 算 案	1 0 件
人 事 案	2 件
諮 問	3 件
計	4 6 件

議 案 目 次

条 例 案	
92	小牧市事務分掌条例の一部を改正する条例の制定について……………1
93	小牧市水道事業分担金徴収条例等の一部を改正する条例の制定について……………2
94	小牧市税外収入に係る延滞金に関する条例の一部を改正する条例の制定について……………8
95	小牧市農業共済条例を廃止する条例の制定について……………9
96	小牧勤労センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について……………9
97	小牧市道路占用料条例の一部を改正する条例の制定について……………9
98	小牧市下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について……………10
一 般 議 案	
99	尾張農業共済事務組合の解散について……………10
100	尾張農業共済事務組合規約の一部変更について……………10
101	尾張農業共済事務組合の解散に伴う財産処分について……………11
102	小牧市立味岡中学校改築工事のうち建築工事請負変更契約の締結について……………11
103	尾張都市計画事業小牧南土地区画整理事業小牧口駅跨線橋工事委託に関する変更協定の締結について……………11
104	小牧市青年の家及び創垂館の指定管理者の指定について……………12
105	小牧市市民会館の指定管理者の指定について……………12
106	小牧市公民館の指定管理者の指定について……………12
107	小牧市歴史館の指定管理者の指定について……………13
108	小牧市スポーツ施設の指定管理者の指定について……………13
109	小牧市温水プールの指定管理者の指定について……………13
110	小牧市スポーツ公園運動施設の指定管理者の指定について……………14
111	小牧市コミュニティセンターの指定管理者の指定について……………14
112	小牧勤労センターの指定管理者の指定について……………14
113	小牧市ふれあいの家の指定管理者の指定について……………15

114	小牧市総合福祉施設ふれあいセンターの指定管理者の指定について	15
115	小牧市身体障害者デイサービスセンターの指定管理者の指定について	15
116	小牧市老人福祉センターの指定管理者の指定について	16
117	小牧市老人福祉センターの指定管理者の指定について	16
118	小牧市高齢者生きがい活動施設の指定管理者の指定について	16
119	小牧市高齢者デイサービスセンターの指定管理者の指定について	17
120	小牧市高齢者デイサービスセンターの指定管理者の指定について	17
121	小牧市児童館の指定管理者の指定について	17
122	小牧市児童館の指定管理者の指定について	18
補正予算案		
123	平成25年度小牧市一般会計補正予算（第4号）	19
124	平成25年度小牧市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）	23
125	平成25年度尾張都市計画事業小牧小松寺土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）	24
126	平成25年度尾張都市計画事業小牧文津土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）	24
127	平成25年度尾張都市計画事業小牧岩崎山前土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）	25
128	平成25年度尾張都市計画事業小牧南土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）	26
129	平成25年度小牧市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）	27
130	平成25年度小牧市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）	27
131	平成25年度小牧市病院事業会計補正予算（第1号）	28
132	平成25年度小牧市水道事業会計補正予算（第1号）	28
人 事 案		
133	小牧市教育委員会委員の任命について	29
134	小牧市公平委員会委員の選任について	29
諮 問		
諮問5	人権擁護委員候補者の推薦について	29
諮問6	人権擁護委員候補者の推薦について	29
諮問7	人権擁護委員候補者の推薦について	30

条 例 案

(議案第92号)

小牧市事務分掌条例の一部を改正する条例の制定について

- 1 市民産業部及び環境交通部を廃止し、地域活性化営業部、市民生活部及びこども未来部を新設する。
- 2 次のとおり組織の事務分掌の整備を行う。

組 織	事 務 分 掌	
市長公室	削除 事項	危機管理に関すること。
総務部	新設 事項	危機管理に関すること。
	削除 事項	市税に関すること。
地域活性化 営業部 (新設)	新設 事項	市の魅力の向上及び発信並びに観光に関すること。 多文化共生及び都市交流に関すること。 農林業に関すること。 商工業に関すること。 企業立地に関すること。
市民産業部 (廃止)	削除 事項	市民の相談及び生活に関すること。 多文化共生及び都市交流に関すること。 戸籍及び住民基本台帳に関すること。 農林業に関すること。 商工業及び観光に関すること。
市民生活部 (新設)	新設 事項	市民の相談に関すること。 交通安全及び防犯に関すること。 市税及び市の債権に関すること。 公害対策に関すること。 生活環境の保全に関すること。 空港周辺的环境対策に関すること。 廃棄物の処理及び清掃に関すること。
環境交通部	削除	公害対策に関すること。 生活環境の保全に関すること。

(廃止)	事項	廃棄物の処理及び清掃に関すること。 交通及び防犯に関すること。 空港対策に関すること。	
健康福祉部	変更事項	(変更前) 社会福祉に関すること。	(変更後) 地域福祉及び生活保護に関すること。
	新設事項	後期高齢者医療及び福祉医療に関すること。 戸籍及び住民基本台帳に関すること。	
こども未来部 (新設)	新設事項	子育て支援に関すること。 青少年の健全育成に関すること。 保育に関すること。	
都市建設部	新設事項	公共交通に関すること。	

3 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(議案第93号)

小牧市水道事業分担金徴収条例等の一部を改正する条例の制定について

- 1 小牧市水道事業分担金徴収条例の一部改正

量水器の口径に応じて定められた分担金の額に乗じる率を100分の108(現行100分の105)とする。
- 2 小牧市使用料及び手数料条例の一部改正

行政財産の使用の許可に係る使用料の額を算定する際に、当該許可物件の評価額に乗じる率を、次のとおりとする。

 - (1) 土地 土地の評価額の1,000分の3.24(現行1,000分の3.15)
 - (2) 建物
 - ア 建物の評価額の1,000分の6.48(現行1,000分の6.3)
 - イ 敷地の評価額の1,000分の3.24(現行1,000分の3.15)
- 3 小牧市青年の家等の設置及び管理に関する条例の一部改正

使用料について、青年の家の和室を昼間に使用する場合は320円(現行310円)とし、創垂館を全日使用する場合は2,160円(現行

2,100円)とする等一部を除き、引上げを行う。

4 小牧市病院事業の設置等に関する条例の一部改正

料金について、保険外併用療養費のうち選定療養に係る初診料を1件につき2,160円(現行2,100円)とし、個室使用料を1日につき19,440円以内(現行18,900円以内)とする等一部を除き、引上げを行う。

5 小牧市水道事業給水条例の一部改正

口径、用途等に応じて算定した水道料金の額に乗じる率を100分の108(現行100分の105)とする。

6 小牧市市民会館の設置及び管理に関する条例の一部改正

(1) 施設使用料について、楽屋3号室又は4号室を午前を使用する場合は750円(現行730円)とし、ホールを日曜日及び休日に全日使用する場合は90,720円(現行88,200円)とする等引上げを行う。

(2) 附属設備使用料について、コンセントを1穴使用する場合は160円(現行150円)とし、ピアノ(フルコンサートA)を1台使用する場合は8,640円(現行8,400円)とする等一部を除き、引上げを行う。

7 小牧市公民館の設置及び管理に関する条例の一部改正

(1) 小牧市公民館

ア 施設使用料について、学習室1の1を午前を使用する場合は320円(現行310円)とし、講堂を日曜日及び休日に全日使用する場合は25,920円(現行25,200円)とする等一部を除き、引上げを行う。

イ 附属設備使用料について、コンセント1穴を使用する場合は160円(現行150円)とし、ピアノ1台を使用する場合は2,700円(現行2,620円)とする等一部を除き、引上げを行う。

(2) 小牧中部公民館

ア 施設使用料について、会議室1を午前を使用する場合は750円(現行730円)とし、大会議室を日曜日及び休日に全日使用する場合は22,680円(現行22,050円)とする等一部を除き、引上げを行う。

イ 附属設備使用料について、コンセント1穴を使用する場合は160円(現行150円)とし、ワイヤレスマイクロホン装置一式を使用する場合は1,940円(現行1,890円)とする等一部を除き、引

上げを行う。

(3) 小牧市東部市民センター

ア 施設使用料について、和室1を午前に使用する場合は390円（現行380円）とし、講堂を日曜日及び休日に全日使用する場合は40,710円（現行39,580円）とする等引上げを行う。

イ 附属設備使用料について、コンセント1穴を使用する場合は160円（現行150円）とし、音響反射板一式を使用する場合は5,400円（現行5,250円）とする等一部を除き、引上げを行う。

(4) 小牧市北里市民センター

ア 施設使用料について、和室を午前に使用する場合は470円（現行460円）とし、講堂を日曜日及び休日に全日使用する場合は24,400円（現行23,730円）とする等引上げを行う。

イ 附属設備使用料について、コンセント1穴を使用する場合は160円（現行150円）とし、ピアノ1台を使用する場合は2,700円（現行2,620円）とする等一部を除き、引上げを行う。

(5) 小牧市味岡市民センター

ア 施設使用料について、控室を午後に使用する場合は320円（現行310円）とし、講堂を日曜日及び休日に全日使用する場合は33,910円（現行32,970円）とする等一部を除き、引上げを行う。

イ 附属設備使用料について、コンセント1穴を使用する場合は160円（現行150円）とし、音響反射板一式を使用する場合は5,400円（現行5,250円）とする等一部を除き、引上げを行う。

8 小牧市都市公園条例の一部改正

(1) 公園施設の設置等の許可の期間が1月未満の場合又は公園施設の管理等の許可において、算定した使用料の額に乗じる率を1.08（現行1.05）とする。

(2) 市民四季の森ディスクゴルフ場の大人1人1回当たりの利用券の額を210円（現行200円）とし、パークゴルフ場の大人3月の定期利用券の額を15,540円（現行15,100円）とする等一部を除き、引上げを行う。

9 小牧市公共用物の管理に関する条例の一部改正

公共用物の使用の許可の期間が1月未満の場合又は公共用物の収益の

許可において、算定した使用料の額に乗じる率を1.08（現行1.05）とする。

1.0 小牧市休日急病診療所の設置及び管理に関する条例の一部改正

(1) 健康保険等によらないで診療を受けた者の診療料を算定する際に厚生労働大臣が定めるところにより算定した額に乗じる率を1.62（現行1.575）とする。

(2) 普通診断書1通の文書料を1,080円（現行1,050円）に、死亡診断書及び証明書各1通の文書料を1,620円（現行1,570円）に引き上げる。

1.1 小牧市し尿処理施設の設置及び管理に関する条例の一部改正

し尿浄化槽汚泥処理施設の使用料を1立方メートル当たり1,240円（現行1,200円）に引き上げる。

1.2 小牧市スポーツ施設の設置及び管理に関する条例の一部改正

(1) 施設使用料について、小牧市南スポーツセンター武道館の柔道場を専用利用で半面使用する場合は30分以内150円（現行140円）とし、小牧市総合運動場野球場をアマチュアスポーツ以外の場合に、入場料又はこれに類するものを徴収するときで1日使用する場合は194,400円（現行189,000円）とする等一部を除き、引上げを行う。

(2) 附属設備使用料について、小牧市さかき運動場のテニスコート夜間照明を使用する場合は1面30分につき190円（現行180円）とし、小牧市総合運動場野球場の夜間照明を使用する場合は全灯30分につき4,320円（現行4,200円）とする等引上げを行う。

1.3 小牧市下水道条例の一部改正

一般用、公衆浴場用の区分に応じて算定した使用料の額に乗じる率を100分の108（現行100分の105）とする。

1.4 小牧駅地下駐車場の設置及び管理に関する条例の一部改正

定期駐車券の額を1台につき10,290円（現行1万円）に引き上げる。

1.5 小牧市温水プールの設置及び管理に関する条例の一部改正

団体利用における小人の入場券の額を1人1回につき190円（現行180円）とし、一般利用における大人の回数入場券の額を5,200円（現行5,100円）とする等一部を除き、引上げを行う。

1.6 小牧市まなび創造館の設置及び管理に関する条例の一部改正

(1) 女性センター

ア 施設使用料について、研修室1を午前に使用する場合は730円（現行710円）とし、あさひホールを土曜日、日曜日及び休日に全日使用する場合は20,760円（現行20,190円）とする等引上げを行う。

イ 附属設備使用料について、コンセント1穴を使用する場合は160円（現行150円）とし、ピアノ1台を使用する場合は2,700円（現行2,620円）とする等一部を除き、引上げを行う。

(2) スポーツセンター

ア 施設使用料について、アリーナの卓球1面を使用する場合は2時間以内につき520円（現行510円）とし、アリーナを全面使用する場合は2時間以内につき6,290円（現行6,120円）とする等引上げを行う。

イ 附属設備使用料について、CDプレーヤー1台を使用する場合は310円（現行300円）とし、大型映像装置一式を使用する場合は2,620円（現行2,550円）とする等一部を除き、引上げを行う。

ウ 個人利用料について、トレーニングジムの中学生高校生の利用券の額を1回につき270円（現行260円）とし、トレーニングジム・フィットネススタジオ共通の一般回数利用券の額を7,300円（現行7,100円）とする等引上げを行う。

(3) 学習広場

ア 施設使用料について、多目的室2を午前に使用する場合は540円（現行520円）とし、多目的室1を全日使用する場合は4,560円（現行4,440円）とする等引上げを行う。

イ 附属設備使用料について、コンセント1穴を使用する場合は160円（現行150円）とし、ワイヤレスマイクロホン装置一式を使用する場合は1,940円（現行1,890円）とする等引上げを行う。

17 小牧市立学校運動場照明施設使用料条例の一部改正

照明施設の使用料を30分につき1,080円（現行1,050円）に引き上げる。

18 小牧市準用河川の流水占用料等に関する条例の一部改正

準用河川の流水の占用の許可、土地の占用の許可の期間が1月未満の場合又は土石等の採取の許可において、算定した占用料の額に乗じる率を1.08（現行1.05）とする。

19 小牧市スポーツ公園運動施設の管理に関する条例の一部改正

- (1) 施設使用料について、総合体育館メインアリーナを個人利用で高校生以下の者が3時間以内を使用する場合は1人につき150円（現行140円）とし、メインアリーナを専用利用で土曜日、日曜日及び休日にアマチュアスポーツ以外で入場料又はこれに類するものを徴収する場合に、全面を全日使用する場合は740,570円（現行720,000円）とする等一部を除き、引上げを行う。
- (2) トレーニングジム及びフィットネススタジオの個人利用に係る施設使用料について、総合体育館トレーニングジムの中学生高校生の利用券の額を1回につき270円（現行260円）とし、トレーニングジムフィットネススタジオ共通の一般回数利用券の額を7,300円（現行7,100円）とする等引上げを行う。
- (3) 附属設備使用料について、総合体育館アリーナの簡易舞台1台を使用する場合は2時間30分につき140円（現行130円）とし、メインアリーナの暖房設備一式を使用する場合は30分につき12,450円（現行12,100円）とする等一部を除き、引上げを行う。

20 小牧市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部改正

排出量に応じて算定した使用料の額に乗じる率を100分の108（現行100分の105）とする。

21 小牧市コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正

(1) 小牧市西部コミュニティセンター

ア 施設使用料について、講堂の卓球1面を使用する場合は1時間につき140円（現行130円）とし、講堂の全面を全日使用する場合は12,090円（現行11,760円）とする等一部を除き、引上げを行う。

イ 個人利用に係る施設使用料について、講堂の卓球1面を半日利用する場合は210円（現行200円）とする等一部を除き、引上げを行う。

(2) 小牧市南部コミュニティセンター

ア 施設使用料について、講堂の卓球1面を使用する場合は1時間につき140円（現行130円）とし、講堂の全面を全日使用する場合は13,270円（現行12,900円）とする等一部を除き、引上げを行う。

イ 個人利用に係る施設使用料について、講堂の卓球1面又はバドミントンを半日利用する場合は210円（現行200円）とする等一部を除き、引上げを行う。

(3) 小牧市西部コミュニティセンター及び小牧市南部コミュニティセンター

附属設備使用料について、茶道用具一式を使用する場合は1時間につき150円（現行140円）とし、講堂のワイヤレスマイクロホン装置一式を半日使用する場合は1,940円（現行1,890円）とする等一部を除き、引上げを行う。

2.2 小牧市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理に関する条例の一部改正

(1) 動物の死体に係る一般廃棄物処理手数料について、市が収集及び運搬したものの手数料を1件につき2,100円（現行2,040円）に、市長が指定した場所に搬入したものの手数料を1件につき1,570円（現行1,530円）に引き上げる。

(2) 粗大ごみに係る一般廃棄物処理手数料について、市が収集及び運搬したものの手数料を1個につき1,030円（現行1,000円）に引き上げる。

2.3 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

2.4 この条例の施行に必要な経過措置について規定する。

(議案第94号)

小牧市税外収入に係る延滞金に関する条例の一部を改正する
条例の制定について

1 税外収入に係る延滞金の割合の特例として、当分の間、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。）が年7.3パーセントに満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあっては当該年における特例基準割合に年7.3パーセントを加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあっては当該特例基準割合に年1パーセントを加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントを超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。

2 この条例は、平成26年1月1日から施行する。

(議案第95号)

小牧市農業共済条例を廃止する条例の制定について

- 1 小牧市農業共済条例を廃止する。
- 2 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(議案第96号)

小牧勤労センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

- 1 テニスコートの使用料について、新設の砂入人工芝コートを使用する場合は1面2時間につき430円とし、ハードコートを使用する場合は1面2時間につき320円(現行310円)とする。
- 2 施設使用料について、中広間の半面を会議、集会等のため利用する場合で、午前に使用する場合は640円(現行630円)とし、多目的ホールを全日使用する場合は21,600円(現行21,000円)とする等一部を除き、引上げを行う。
- 3 附属設備使用料について、テニスコートの夜間照明を使用する場合は1面30分につき190円(現行180円)とし、ピアノ1台を使用する場合は2,700円(現行2,620円)とする等引上げを行う。
- 4 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(議案第97号)

小牧市道路占用料条例の一部を改正する条例の制定について

- 1 占用の期間が1月未満の場合において、算定した占用料の額に乗じる率を1.08(現行1.05)とする。
- 2 その他所要の規定の整備を行う。
- 3 この条例は、一部の規定を除き、平成26年4月1日から施行する。

(議案第98号)

小牧市下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する
条例の制定について

- 1 負担金に係る延滞金の割合の特例として、当分の間、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。）が年7.25パーセントに満たない場合には、その年中においては、年14.5パーセントの割合にあつては当該年における特例基準割合に年7.25パーセントを加算した割合とし、年7.25パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントを加算した割合（当該加算した割合が年7.25パーセントを超える場合には、年7.25パーセントの割合）とする。
- 2 その他所要の規定の整備を行う。
- 3 この条例は、一部の規定を除き、平成26年1月1日から施行する。

一般議案

(議案第99号)

尾張農業共済事務組合の解散について

尾張農業共済事務組合は、平成26年3月31日をもって解散する。

(議案第100号)

尾張農業共済事務組合同規約の一部変更について

- 1 組合の解散に伴う事務を承継する地方公共団体は、一宮市とする。
- 2 この規約は、愛知県知事の許可のあった日から施行する。

(議案第101号)

尾張農業共済事務組合の解散に伴う財産処分について

尾張農業共済事務組合の財産を全て一宮市に帰属させるものとする。

(議案第102号)

小牧市立味岡中学校改築工事のうち建築工事請負変更契約の締結について

- 1 工 事 名 小牧市立味岡中学校改築工事のうち建築工事
- 2 請 負 契 約 者 鴻池・サカイ特定建設工事共同企業体
代表者
名古屋市中区錦二丁目19番1号
株式会社鴻池組名古屋支店
執行役員支店長 梅 本 真

3 変更の内容

事 項	変 更 前	変 更 後
請負契約金額	2,326,800,000 円	2,346,032,640 円

(議案第103号)

尾張都市計画事業小牧南土地区画整理事業小牧口駅跨線橋工事委託に関する変更協定の締結について

- 1 協定の名称 尾張都市計画事業小牧南土地区画整理事業小牧口駅跨線橋工事委託に関する基本協定
- 2 協定の相手方 名古屋市中村区名駅一丁目2番4号
名古屋鉄道株式会社
代表取締役社長 山 本 亜 土

3 変更の内容

事 項	変 更 前	変 更 後
協 定 金 額	515,810,000 円	432,099,000 円

(議案第104号)

小牧市青年の家及び創垂館の指定管理者の指定について

- 1 公の施設の名称 小牧市青年の家及び創垂館
- 2 指定管理者となる団体の名称 小牧市施設活用協会
- 3 指定の期間 平成26年4月1日から
平成30年3月31日まで

(議案第105号)

小牧市市民会館の指定管理者の指定について

- 1 公の施設の名称 小牧市市民会館
- 2 指定管理者となる団体の名称 小牧市施設活用協会
- 3 指定の期間 平成26年4月1日から
平成30年3月31日まで

(議案第106号)

小牧市公民館の指定管理者の指定について

- 1 公の施設の名称 小牧市公民館及び小牧中部公民館
- 2 指定管理者となる団体の名称 小牧市施設活用協会
- 3 指定の期間 平成26年4月1日から
平成30年3月31日まで

(議案第107号)

小牧市歴史館の指定管理者の指定について

- | | | |
|---|---------------|-----------------------------|
| 1 | 公の施設の名称 | 小牧市歴史館 |
| 2 | 指定管理者となる団体の名称 | 小牧市施設活用協会 |
| 3 | 指定の期間 | 平成26年4月1日から
平成30年3月31日まで |

(議案第108号)

小牧市スポーツ施設の指定管理者の指定について

- | | | |
|---|---------------|--|
| 1 | 公の施設の名称 | 小牧市さかき運動場、小牧市南スポーツセンター、小牧市大輪体育館、小牧市野口運動場、小牧市村中運動場、小牧市総合運動場、小牧市間々原運動場及び小牧市堀の内体育施設 |
| 2 | 指定管理者となる団体の名称 | 公益財団法人小牧市体育協会 |
| 3 | 指定の期間 | 平成26年4月1日から
平成30年3月31日まで |

(議案第109号)

小牧市温水プールの指定管理者の指定について

- | | | |
|---|---------------|-----------------------------|
| 1 | 公の施設の名称 | 小牧市温水プール |
| 2 | 指定管理者となる団体の名称 | 株式会社愛知スイミング |
| 3 | 指定の期間 | 平成26年4月1日から
平成30年3月31日まで |

(議案第110号)

小牧市スポーツ公園運動施設の指定管理者の指定について

- 1 公の施設の名称 総合体育館及びサッカーグラウンド
- 2 指定管理者となる団体の名称 公益財団法人小牧市体育協会
- 3 指定の期間 平成26年4月1日から
平成30年3月31日まで

(議案第111号)

小牧市コミュニティセンターの指定管理者の指定について

- 1 公の施設の名称 小牧市西部コミュニティセンター
- 2 指定管理者となる団体の名称 小学館集英社プロダクション・ダイケングループ
- 3 指定の期間 平成26年4月1日から
平成30年3月31日まで

(議案第112号)

小牧勤労センターの指定管理者の指定について

- 1 公の施設の名称 小牧勤労センター
- 2 指定管理者となる団体の名称 小牧市施設活用協会
- 3 指定の期間 平成26年4月1日から
平成30年3月31日まで

(議案第 1 1 3 号)

小牧市ふれあいの家の指定管理者の指定について

- 1 公の施設の名称 小牧市ふれあいの家
- 2 指定管理者となる団体の名称 社会福祉法人小牧市社会福祉協議会
- 3 指定の期間 平成 2 6 年 4 月 1 日から
平成 3 0 年 3 月 3 1 日まで

(議案第 1 1 4 号)

小牧市総合福祉施設ふれあいセンターの指定管理者の指定について

- 1 公の施設の名称 小牧市総合福祉施設ふれあいセンター
- 2 指定管理者となる団体の名称 社会福祉法人小牧市社会福祉協議会
- 3 指定の期間 平成 2 6 年 4 月 1 日から
平成 3 0 年 3 月 3 1 日まで

(議案第 1 1 5 号)

小牧市身体障害者デイサービスセンターの指定管理者の指定について

- 1 公の施設の名称 ふれあいデイサービスセンター
- 2 指定管理者となる団体の名称 社会福祉法人小牧市社会福祉協議会
- 3 指定の期間 平成 2 6 年 4 月 1 日から
平成 3 0 年 3 月 3 1 日まで

(議案第 1 1 6 号)

小牧市老人福祉センターの指定管理者の指定について

- | | | |
|---|---------------|--|
| 1 | 公の施設の名称 | 小牧市第 1 老人福祉センター |
| 2 | 指定管理者となる団体の名称 | 特定非営利活動法人ワーカーズコープ |
| 3 | 指定の期間 | 平成 2 6 年 4 月 1 日から
平成 3 0 年 3 月 3 1 日まで |

(議案第 1 1 7 号)

小牧市老人福祉センターの指定管理者の指定について

- | | | |
|---|---------------|--|
| 1 | 公の施設の名称 | 小牧市第 2 老人福祉センター |
| 2 | 指定管理者となる団体の名称 | コニックス株式会社 |
| 3 | 指定の期間 | 平成 2 6 年 4 月 1 日から
平成 3 0 年 3 月 3 1 日まで |

(議案第 1 1 8 号)

小牧市高齢者生きがい活動施設の指定管理者の指定について

- | | | |
|---|---------------|--|
| 1 | 公の施設の名称 | 小牧市高齢者生きがい活動施設第 1 みどりの里及び小牧市高齢者生きがい活動施設第 2 みどりの里 |
| 2 | 指定管理者となる団体の名称 | 公益社団法人小牧市シルバー人材センター |
| 3 | 指定の期間 | 平成 2 6 年 4 月 1 日から
平成 3 0 年 3 月 3 1 日まで |

(議案第 1 1 9 号)

小牧市高齢者デイサービスセンターの指定管理者の指定について

- 1 公の施設の名称 ふれあい高齢者デイサービスセンター
- 2 指定管理者となる団体の名称 社会福祉法人小牧市社会福祉協議会
- 3 指定の期間 平成 2 6 年 4 月 1 日から
平成 3 0 年 3 月 3 1 日まで

(議案第 1 2 0 号)

小牧市高齢者デイサービスセンターの指定管理者の指定について

- 1 公の施設の名称 岩崎デイサービスセンター
- 2 指定管理者となる団体の名称 社会福祉法人小牧市社会福祉協議会
- 3 指定の期間 平成 2 6 年 4 月 1 日から
平成 3 0 年 3 月 3 1 日まで

(議案第 1 2 1 号)

小牧市児童館の指定管理者の指定について

- 1 公の施設の名称 小牧市小牧児童館
- 2 指定管理者となる団体の名称 小学館集英社プロダクション・ダイケングループ
- 3 指定の期間 平成 2 6 年 4 月 1 日から
平成 3 0 年 3 月 3 1 日まで

(議案第122号)

小牧市児童館の指定管理者の指定について

- 1 公の施設の名称 小牧市西部児童館
- 2 指定管理者となる団体の名称 小学館集英社プロダクション・ダイケングループ
- 3 指定の期間 平成26年4月1日から
平成30年3月31日まで

補正予算案

補正予算案の概要

(単位 千円)

会計別		補正前の額	補正額	計
一	一般会計	50,924,606	△200,961	50,723,645
特別会計	国民健康保険事業	14,525,864	230,601	14,756,465
	小松寺土地区画整理事業	237,831	△1,186	236,645
	文津土地区画整理事業	552,569	18,881	571,450
	岩崎山前土地区画整理事業	444,055	△1,227	442,828
	小牧南土地区画整理事業	1,292,111	△40,844	1,251,267
	公共下水道事業	3,413,866	△10,369	3,403,497
	介護保険事業	6,304,278	30,628	6,334,906
	小計	26,770,574	226,484	26,997,058
合計		77,695,180	25,523	77,720,703

病院事業会計

収益的収入及び支出

(単位 千円)

区分	既決予定額	補正予定額	計
収益的支出	19,364,922	△93,759	19,271,163

水道事業会計

収益的収入及び支出

(単位 千円)

区分	既決予定額	補正予定額	計
収益的支出	2,858,192	△8,984	2,849,208

資本的収入及び支出

(単位 千円)

区 分	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
資 本 的 支 出	1,893,246	△7,894	1,885,352

(議案第123号)

平成25年度小牧市一般会計補正予算(第4号)

補正予算の内容

歳 入

(単位 千円)

補正前の額	補 正 額	計	事 業 等 の 概 要	
50,924,606	△200,961	50,723,645	障害者自立支援給付費負担金(国)	10,292
			生活保護費等負担金	129,000
			地域生活支援事業費等補助金(国)	3,675
			障害者自立支援給付費負担金(県)	5,146
			地域生活支援事業費等補助金(県)	1,837
			子育て支援対策基金事業費補助金	9,000
			小牧山城築城450年記念事業寄附金	240
			財政調整基金繰入金	△408,651
			環境対策事業負担金	48,500

歳 出

(単位 千円)

補正前の額	補 正 額	計	事 業 等 の 概 要	
50,924,606	△200,961	50,723,645	デマンド交通実証実験運行委託料	1,201
			返還金(障害者医療費)	15,619
			児童発達支援等給付費	23,000
			日中一時支援給付費	10,500
			障害者福祉施設周辺整備工事費	48,500
			介護保険事業特別会計繰出金	△18,405
			認可外保育所措置委託料	8,805
			子ども・子育て支援新制度電子システム構築委託料	9,600
			返還金(生活保護費)	37,213
			生活保護費	172,000
			電気料金(交通安全施設維持一般事業)	5,900

		土地区画整理事業特別会計繰出金	△28,833
		公共下水道事業特別会計繰出金	△10,369
		人件費	△475,697
		その他	5

繰越明許費補正

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
3 民生費	1 社会福祉費	障害者福祉施設整備支援事業	48,500
3 民生費	3 児童福祉費	子ども・子育て支援新制度電子システム構築委託事業	9,600

債務負担行為補正

(単位 千円)

事項	補正前		補正後	
	期間	限度額 千円	期間	限度額 千円
市民課業務等委託事業	—	0	平成25年度から 平成26年度まで	56,000
西部コミュニティセンター管理運営委託事業	—	0	平成25年度から 平成29年度まで	指定管理者との協定に基づく西部コミュニティセンターの管理運営に要する額
防犯対策巡回警備委託事業	—	0	平成25年度から 平成26年度まで	21,600
デマンド交通実証実験運行委託事業	平成25年度から 平成26年度まで	11,615	平成25年度から 平成26年度まで	12,508
総合福祉施設ふれあいセンター管理運営委託事業	—	0	平成25年度から 平成29年度まで	指定管理者との協定に基づく総合福祉施設ふれあいセンターの管理運営に要する額
ふれあいの家管理運営委託事業	—	0	平成25年度から 平成29年度まで	指定管理者との協定に基づくふれあいの家の管理運営に要する額

ふれあいデイサービスセンター管理運営委託事業	—	0	平成25年度から平成29年度まで	指定管理者との協定に基づくふれあいデイサービスセンターの管理運営に要する額
高齢者生きがい活動施設管理運営委託事業	—	0	平成25年度から平成29年度まで	指定管理者との協定に基づく高齢者生きがい活動施設第1みどりの里及び高齢者生きがい活動施設第2みどりの里の管理運営に要する額
岩崎デイサービスセンター管理運営委託事業	—	0	平成25年度から平成29年度まで	指定管理者との協定に基づく岩崎デイサービスセンターの管理運営に要する額
ふれあい高齢者デイサービスセンター管理運営委託事業	—	0	平成25年度から平成29年度まで	指定管理者との協定に基づくふれあい高齢者デイサービスセンターの管理運営に要する額
第1老人福祉センター管理運営委託事業	—	0	平成25年度から平成29年度まで	指定管理者との協定に基づく第1老人福祉センターの管理運営に要する額
第2老人福祉センター管理運営委託事業	—	0	平成25年度から平成29年度まで	指定管理者との協定に基づく第2老人福祉センターの管理運営に要する額
小牧児童館管理運営委託事業	—	0	平成25年度から平成29年度まで	指定管理者との協定に基づく小牧児童館の管理運営に要する額

西部児童館管理運営委託事業	—	0	平成25年度から平成29年度まで	指定管理者との協定に基づく西部児童館の管理運営に要する額
粗大ごみ収集受付委託事業	—	0	平成25年度から平成26年度まで	4,300
小牧勤労センター管理運営委託事業	—	0	平成25年度から平成29年度まで	指定管理者との協定に基づく小牧勤労センターの管理運営に要する額
道水路官民境界査定委託事業	—	0	平成25年度から平成26年度まで	4,000
公民館管理運営委託事業	—	0	平成25年度から平成29年度まで	指定管理者との協定に基づく小牧市公民館及び中部公民館の管理運営に要する額
公民館窓口業務等委託事業	—	0	平成25年度から平成26年度まで	13,200
市民会館管理運営委託事業	—	0	平成25年度から平成29年度まで	指定管理者との協定に基づく市民会館の管理運営に要する額
青年の家及び創垂館管理運営委託事業	—	0	平成25年度から平成29年度まで	指定管理者との協定に基づく青年の家及び創垂館の管理運営に要する額
歴史館管理運営委託事業	—	0	平成25年度から平成29年度まで	指定管理者との協定に基づく歴史館の管理運営に要する額
まなび創造館窓口業務等委託事業	—	0	平成25年度から平成26年度まで	13,600
まなび創造館スポーツセンター管理運営委託事業	—	0	平成25年度から平成26年度まで	49,000

スポーツ施設管理運営委託事業	—	0	平成25年度から平成29年度まで	指定管理者との協定に基づくさかき運動場、南スポーツセンター、大輪体育館、野口運動場、村中運動場、総合運動場、間々原運動場及び堀の内体育施設の管理運営に要する額
スポーツ公園運動施設管理運営委託事業	—	0	平成25年度から平成29年度まで	指定管理者との協定に基づく総合体育館及びサッカーグラウンドの管理運営に要する額
温水プール管理運営委託事業	—	0	平成25年度から平成29年度まで	指定管理者との協定に基づく温水プールの管理運営に要する額

(議案第124号)

平成25年度小牧市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)

補正予算の内容

歳入

(単位 千円)

補正前の額	補正額	計	事業等の概要
14,525,864	230,601	14,756,465	前期高齢者交付金 224,766
			職員給与費等繰入金 △137
			前年度繰越金 5,972

歳 出

(単 位 千円)

補正前の額	補正額	計	事業等の概要	
14,525,864	230,601	14,756,465	退職被保険者等療養給付費	33,202
			後期高齢者支援金等	△8,827
			後期高齢者関係事務費拠出金等	△23
			前期高齢者納付金	△2,081
			前期高齢者関係事務費拠出金	△4
			介護納付金	△13,930
			返還金	222,401
			人件費	△137

(議案第125号)

平成25年度尾張都市計画事業小牧小松寺土地区画整理事業
特別会計補正予算(第1号)

補正予算の内容

歳 入

(単 位 千円)

補正前の額	補正額	計	事業等の概要	
237,831	△1,186	236,645	一般会計繰入金	△1,186

歳 出

(単 位 千円)

補正前の額	補正額	計	事業等の概要	
237,831	△1,186	236,645	人件費	△1,186

(議案第126号)

平成25年度尾張都市計画事業小牧文津土地区画整理事業特
別会計補正予算(第1号)

補正予算の内容

歳 入

(単 位 千円)

補正前の額	補正額	計	事業等の概要	
552,569	18,881	571,450	一般会計繰入金	14,424
			前年度繰越金	4,457

歳 出

(単 位 千円)

補正前の額	補正額	計	事業等の概要
552,569	18,881	571,450	上水道布設負担金 1,000
			物件移転補償費 18,000
			人件費 △119

繰越明許費

(単 位 千円)

款	項	事業名	金額
2 事業費	1 事業費	土地区画整理事業	8,479

(議案第127号)

平成25年度尾張都市計画事業小牧岩崎山前土地区画整理事業特別会計補正予算(第1号)

補正予算の内容

歳 入

(単 位 千円)

補正前の額	補正額	計	事業等の概要
444,055	△1,227	442,828	一般会計繰入金 △1,227

歳 出

(単 位 千円)

補正前の額	補正額	計	事業等の概要
444,055	△1,227	442,828	人件費 △1,227

繰越明許費

(単 位 千円)

款	項	事業名	金額
2 事業費	1 事業費	土地区画整理事業	9,371

(議案第128号)

平成25年度尾張都市計画事業小牧南土地区画整理事業特別
会計補正予算(第1号)

補正予算の内容

歳入

(単位 千円)

補正前の額	補正額	計	事業等の概要
1,292,111	△40,844	1,251,267	一般会計繰入金 △40,844

歳出

(単位 千円)

補正前の額	補正額	計	事業等の概要
1,292,111	△40,844	1,251,267	小牧口駅跨線橋工事委託料 △83,711 上水道布設負担金 33,000 ガス布設負担金 10,000 人件費 △133

継続費補正

(単位 千円)

款	項	事業名	補正前			補正後		
			総額	年度	年割額	総額	年度	年割額
2 事業費	1 事業費	小牧口駅跨線橋工事委託事業	515,810	平成23年度	9,720	432,099	平成23年度	9,720
				平成24年度	245,401		平成24年度	245,401
				平成25年度	260,689		平成25年度	176,978

繰越明許費

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
2 事業費	1 事業費	土地区画整理事業	4,979

(議案第129号)

平成25年度小牧市公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)

補正予算の内容

歳入

(単位 千円)

補正前の額	補正額	計	事業等の概要
3,413,866	△10,369	3,403,497	一般会計繰入金 △10,369

歳出

(単位 千円)

補正前の額	補正額	計	事業等の概要
3,413,866	△10,369	3,403,497	人件費 △10,369

(議案第130号)

平成25年度小牧市介護保険事業特別会計補正予算(第1号)

補正予算の内容

歳入

(単位 千円)

補正前の額	補正額	計	事業等の概要
6,304,278	30,628	6,334,906	介護給付費負担金(国) 9,904
			介護給付費交付金 △2,730
			地域支援事業支援交付金 △1,163
			介護給付費負担金(県) 2,379
			介護給付費繰入金 △6,379
			地域支援事業繰入金 △2,142
			事務費繰入金 △9,884
			前年度繰越金 40,643

歳 出

(単 位 千円)

補正前の額	補正額	計	事業等の概要
6,304,278	30,628	6,334,906	手数料(第三者行為求償事務負担事業) 93 地域密着型介護予防サービス給付費 5,587 居宅介護サービス計画給付費 8,430 高額介護サービス費 5,016 返還金 13,502 人件費 △2,000

(議案第131号)

平成25年度小牧市病院事業会計補正予算(第1号)

収益的収入及び支出

支 出

(単 位 千円)

既決予定額	補正予定額	計	事業等の概要
19,364,922	△93,759	19,271,163	人件費 △93,759

(議案第132号)

平成25年度小牧市水道事業会計補正予算(第1号)

収益的収入及び支出

支 出

(単 位 千円)

既決予定額	補正予定額	計	事業等の概要
2,858,192	△8,984	2,849,208	人件費 △8,984

資本的収入及び支出

支 出

(単 位 千円)

既決予定額	補正予定額	計	事業等の概要
1,893,246	△7,894	1,885,352	人件費 △7,894

債務負担行為

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
中央監視制御設備運転 監視業務委託事業	平成25年度から 平成26年度まで	19,908

人 事 案

(議案第133号)

小牧市教育委員会委員の任命について

委員 安藤 和憲氏の任期満了（平成25年12月24日）に伴い、後任者に同氏を任命しようとするもの

(議案第134号)

小牧市公平委員会委員の選任について

委員 小川 淳氏の任期満了（平成25年12月20日）に伴い、後任者に同氏を選任しようとするもの

諮 問

(諮問第5号)

人権擁護委員候補者の推薦について

委員 水野 美江子氏の任期満了（平成26年3月31日）に伴い、後任候補者に同氏を推薦しようとするもの

(諮問第6号)

人権擁護委員候補者の推薦について

人権擁護委員が増員となることに伴い、井上 靖生氏を推薦しようとするもの（任期：平成26年4月1日から3年間）

(諮問第7号)

人権擁護委員候補者の推薦について

人権擁護委員が増員となることに伴い、伊東 和子氏を推薦しようとするもの (任期：平成26年4月1日から3年間)

